

識別ポイントに係る資料

1. 認定手続きを執るべきことを申し立てる貨物（対象品）

認定手続きを執るべきことを申し立てる貨物（以下、「対象品」という）は、正当な権原・理由なく、絵本『●●●●』に登場する「カスタムくん」のイラストに依拠して複製又は翻案されたイ号イラストを使用した下記品名の物品である。

【イ号イラスト】



イ号イラストは、体全体を曲線的に描いた犬をモチーフとしたキャラクターのイラストであり、肩口に付く垂れた耳をもち、細く均一な眉毛、白い瞳を有する丸い目、やや橢円形の鼻で顔が表現され、胸元には『カスタムくん』の『カスタム』の英語表記『CUSTOM』の頭文字『C』のマークを付けている点を特徴とする。

※「添付資料1 侵害の事実を疎明するための資料 P.6 イラストのバリエーションの態様」のとおり、イラストのバリエーションの態様（で描かれるもの）も含まれる。

【対象品の品名】

ぬいぐるみ、ボールペン、Tシャツ

【対象品の例】

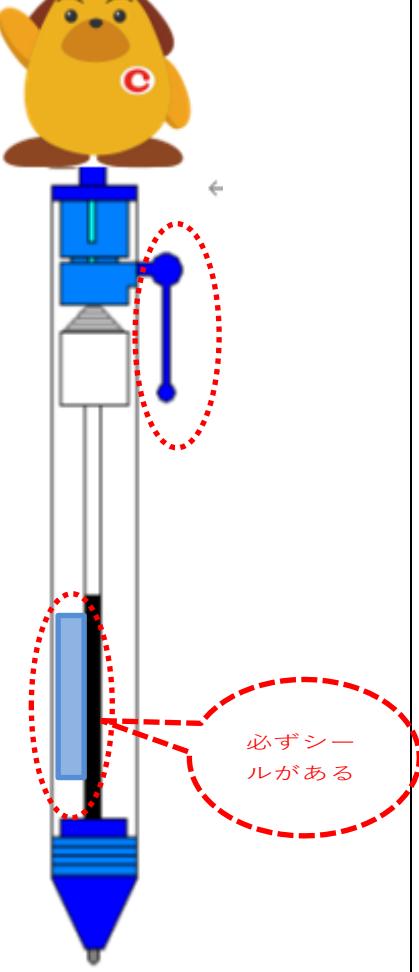
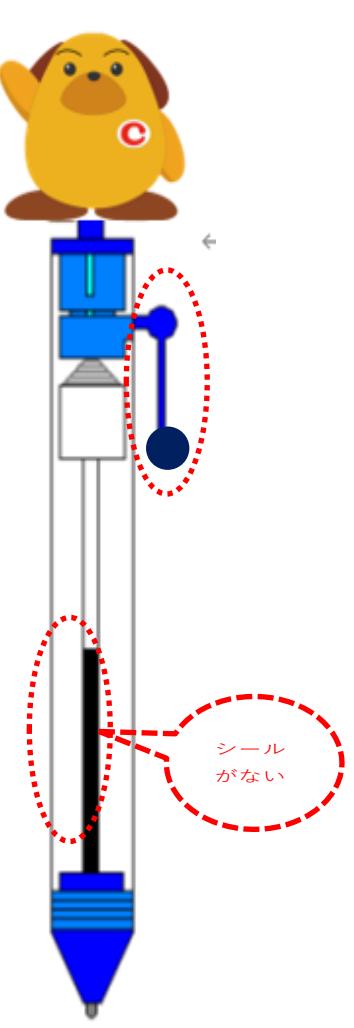
ぬいぐるみの例	ボールペンの例	Tシャツの例

2. 真正品と対象品の相違点

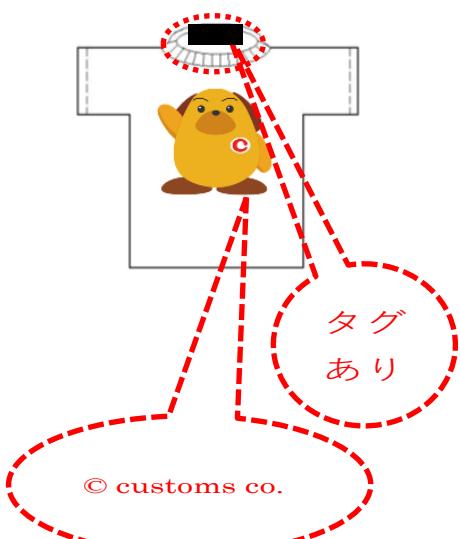
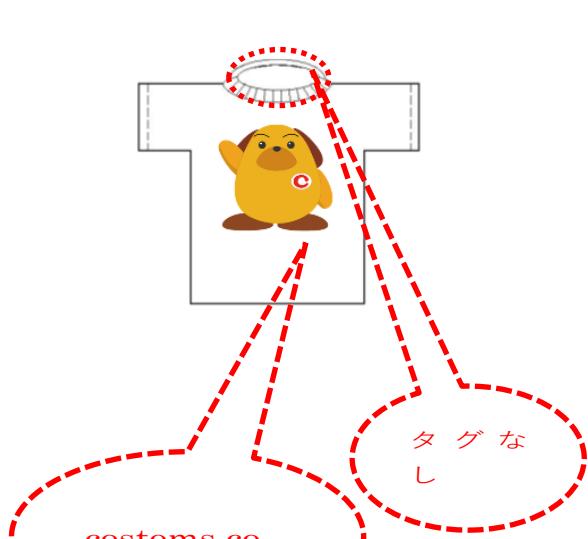
(1) ぬいぐるみ

正品	侵害品
 <p>① 表面：起毛あり。 ②右脇に縫い付けられたタグには「© customs co.」表示及び原産地名の刺繡がある。</p>	 <p>① 表面：起毛なし。 ② 右脇タグは縫い付けられているが、©マークがない。また、タグの位置が統一されてない。</p>

(2) ボールペン

正品	侵害品
 <p>① ノック部分の形状は統一されている。 ② 「©customs co.」の文字が印刷されたシールラベル（銀地に黒文字）が必ず貼付されている。</p>	 <p>①ノック部分の形状が異なる。 ② 「©customs co.」の文字が印刷されたシールラベルの貼付がない。</p>

(3) Tシャツ

正品	侵害品
 <p>① 襟に“customs”と刺繡されたタグが縫い付けてある。 ② 身頃正面にプリントされたカスタムくん左足直下に「©customs」の表示がある。</p>	 <p>① 襟にタグが付いていない。 ② 身頃正面にプリントされたカスタムくん左足直下に何の表示もされておらず、社名がTシャツの裾に付されている。 ③ ©マークがなく、社名のスペルが「costoms」となっている</p>

以上